

であります。円クレにつきましては、インド側としては、いろいろこの中に、はめ込みたいと申しますか、円クレで日本から物を買いたいというものが、予定としてたくさんあるわけであります。そういったものと、それ以外で、従来から話があるもので延べ払いで買うことができるようなものは、その方式で続けていきたいというのが、向うの希望であつたように、私は承知しておるわけであります。従いまして、繊維機械については、延べ払い方式で話をまとめようということ、実は話がまとまった。ただ、現在それが最終段階には参つておりますが、動いておりません。これは、保証の問題であります。先方ではSTCという、いわば公団みたいなものでありますが、その保証で延べ払い買付をしたいという希望であつたのであります。これは日本におきましては、輸出入銀行初め、それだけの保証では困るということで、インドの国立銀行の保証か、またはSTCの保証に政府の保証をさらにつけてもらう、連帯保証にしようというところで、先方から参つておりました。ラル次官補も、その旨を了承してインドに帰つて、今、先方での国内の手續を進めている、これが近く動き出す、という段階にあるわけであります。さよう御了承願います。

○加藤(清)委員 口を合せてうそを言つていらつしやるのですが、そんなことで私が引き下るなどと思われたら、とんでもない大間違いです。しからば、まるで円クレに入れない、為替損失補償はしない、こういう精神が、まるでラルの言い分のようにおつしやつていらつしやるけれども、それは、何

を隠しましよ、大蔵省の意見なので。それで、あなたが、なおかつそういうことをおつしやるならば、お尋ねしますが、ラルが最初にそういう申し入れをしたのですか。ラルと石田会長との会談の内容を、こゝへ発表していただきたい。これはいづれ繊維審議会が出る問題でございしますから、こゝでうそ言つたつて、出ますよ。

○稲益説明員 ただいま御説明いたしました点は、円クレに繊維機械が入らなかつた、という事情を申し上げたわけでありまして、お尋ねの点が、円クレに入らなくても、通常の延べ払いとしてインド建でやつた場合には、例の設備等輸出為替損失補償法にかかるといふ問題があるわけでありまして、この問題になりますれば、私どももいたしましては、かねてこういう法律がございしますが、本来であればこういう延べ払いにつきまして、もし為替のリスクがあるという場合には、買手がそのリスクを負担するというのが、商売上の建前であるわけでありまして、そう申しまして、なかなか輸出競争がはげしいといふような事情で、やむを得ず日本側でそういうものを負担してでも商談を進めなければならぬという場合があるわけでありまして、そういう場合に備えて、設備等輸出為替損失補償法というものがあつたわけでありまして、一応連産省並びに大蔵省の指導をいたしましては、できるだけ一つ日本側が——政府といふ業者といふ、日本側がそういう為替のリスクをしよい込むといふことは、極力避けるように商談を運んでもらいたい。なおかつ、どうしてもやむを得ない場合に、日本側で為替の損失補償で政府が保証いたします

しょう、こういう建前で法律を運用いたしているわけでありまして、そういういたしますと、そういう行政指導の間におきまして、いろいろ先方とやりとりがあるわけでありまして、お尋ねのインド向けの繊維機械の場合におきましては、先方でも、そういう事情であれば、わかつた。——当初ドル建ということをお願いしたのであります。ドル建は困るということでありまして、しかば、われわれの方といたしましては、輸出業者は円建てで一定の価格が保証されればよいというわけでございます。で、円建て取引をしようということ、話が円建て円払いということとまでなつた。そのまゝとりましたのは、本年のたしか二月であつたかと思うのであります。契約ができています。次第であります。

○加藤(清)委員 答弁は、先ほども申し上げましたように、私はきょうは遺言だと思つてやつていっているのですから、最後です。私の質問に答えて下さい。私の第一の質問は、繊維機械の輸出が非常に難渋している。ところが、これは政府としては、さきの繊維工業設備制限法の折に、附帯決議によつて、輸出を振興いたします、その具体策を練ると、この約束しているわけですが、その約束に従つて、一体繊維機械の輸出振興に當つて、どういふことをなさつたか。やつてくれないから、業界みずからがインドへ行つた。それで、インドで約束した結果は、現金がないので、ルビー勘定では困る、ドルかポンドでいきたいのだが、せいぜい円まではしんぼういたしましよ、こういうことになつていふ。それも一時には

払えないから、延べ払いにしてみたい、こういう約束をしてきている。約束というよりも、申し入れを聞いてきている。その後、政府に対して、再三四、その要請をされたはずだ。ところが大蔵省としては、依然として円クレの中へ入れないのだ、繊維機械はそうしなくても売れるのだ、従つてこれは為替損失補償はしないのだ、こういう紋切り型の答弁。それではやむを得ないので、とやうて、石田会長がちらつと漏らされたことを、為替局長と課長とが寄つてたかつて、あなたがそうおつしやつたからそれでいいのでしよと、こういうことで追い込んできたはずだ。このことは、やがて繊維審議会において出る問題ですから、そのときは、辞表をふところに入れて出ますから、それで私は聞いています。うそを答えてもらつては困る。形式論を答えてもらつては困る。ほんとうの事實を聞いています。そこで、私は最初に質問したように、なぜ円クレの中へ入れないのか、なぜ為替損失補償を、繊維機械に限つてはしないのか。輸出振興を特別に促す、はかると言いがた、なぜしないのか、それが一点。

第二点は、そうしなくても繊維機械は売れていく、こういうものであるならば、その売り先の国を教へてもらいたい。なぜかならば、繊維不況は、繊維労働者に対して帰休、首切りがきつておると同じように、繊維機械の方では、より一そう多くの首切りがきつておる。三千人の工場に対して、七百五十人程度は軒並みなのです。しかし首を切られるそのことよりも、やがて内地で行われなければならぬところの合成繊維の増産の場合に、このことは非常

な悪影響がくるということなのです。どうしてくるかといへば、この機械は熟練を要する。特に科学の進んだ今日といへども、勤でいかなければならぬところがたくさんある。なぜかならば、これは鋳物であるからだ。これが一つ間違えば、形だけは同じものであつても、そこから生ずる糸はネップが非常に多くなる、こういう憂いが十分にあるわけだ。さればこそ、この工場では、急に養成することができないので、新制中学、高等学校の卒業生を養成工として入れる。十年、十五年かかつて、ようやく一人前の人間ができる。しかし、最も鋭敏な部門については、二十五年以上の熟練工でなければできない。そのことを、政府も知つておればこそ、住友金属あたりで十分できるピアノ線を、わざわざ輸入させて、あのスプリングのところを作らせておるといふ状況です。スピンドルのあたりは、特別に特許庁まで応援して特許を許している、こういう状況なのだ。それが、次々と首を切つていかなければならぬようなことに相なりますならば、新しく繊維機械を要望された場合に、輸出すればクレームが出たり、あるいは値引きをされなければならぬような機械しかできないおそれ、それが十分ここにあるわけだ。そこで、しばらくのつなぎとして、インドにそれを求めたわけですが、政府はこれに協力しないという結果が生じてきているわけだ。そこで、私は、もう一度要点を申し上げてお尋ねしますが、こういう状況にある繊維に対して、それをやりさえすれば命がなげるといふその円クレを、為替損失補償を適用しないのか、

こういうことを聞いておるのです。余分なことを言わぬでもよい。

○松尾(泰)政府委員 先ほどもお答えをした通りなものでありますが、円クレジットと申しまして、金額は無限でありませんで、わずかに五千万ドル、これも三年間ということになっておるわけでありまして、従いまして、インド政府としても、外貨の少い際に、これを活用して、できるだけ自分のほしいものを買いたいという希望が、一方にあるわけでございます。それと同時に、繊維機械につきましては、五千万ドルの円借款の話が、相当前から進んでおったわけでありまして、これは、支払い条件も通常ベースと言いますと、円クレジットの条件と違ひまして、たとえば、最初に二割払うとか、一割五分払うとか、それから期間も円クレジットほど長くない、あるいは五年とか六年とかということで話が進んでおったわけでありまして、従いまして、日本側の利益からいいますと、外貨の獲得ということからいえば、円クレジットよりも、通常ベースでいった方が有利にもなるし、向う側も、五千万ドルの円クレジットではこういうものを買いたい、従って、前から話の進んでいる繊維機械につきましては、通常ベースで買おうと、こういうことを申しとおったために、われわれの立場としては、五千万ドルも大いに出した、通常ベースでも大いに出した。何も五千万ドルだけが、インドへの延べ払いの全部じゃないわけでありまして、従って、輸出を多くするために、両方を活用するためには、普通のベースでいけるものまでも、円クレジットのベースに迫り込む必要はない。従いまして、向うも

そう希望しており、こちらもその方が有利なことと、さように外でやる、こういうことになつたわけでありまして、ただ、為替損失補償の問題は、先ほど稲益調査官から答弁をいたしたように、若干の経緯はあるわけでありまして、これも程度の問題でありまして、どうしても向うが了承しない場合には、為替損失補償という問題も考えなければならぬのでありますが、幸いにして、円建ということでも向うが了承してくれただけでありますので、それならば、リスクは日本側は負担しなくていい、こういうことになつたわけでありまして、決して繊維機械の輸出については、力を入れていないということではないわけでありまして、われわれとしましては、できるだけ延べ払いの条件を活用しまして、繊維機械のみならず、一般の輸出についても、伸びるように念願も努力もしているわけでありまして。

○加藤(清)委員 やはり真相に触れることをおそれいらつしやるようでございまして、それでは、次に進みますが、大蔵省も、これについては、意見が再三変つたようでございまして、私、じきじき為替局長に会つて話をしましたときには、ごもっともであるから、できるだけ限りのあなたの希望に沿うようにいたしませう、しかし、全部いれるというわけには参りませんので、ケース・バイ・ケースでいきたいと思います。ところが、その後、ただいま調査官がおつしやつたように円建円払いにしていくのだ、これがSTCのラルの言い分である、こういう先ほどの御答弁でございまして、しかも、そのようにしたのだ、こういうことでござい

まして、先ほどインドの問題につきましても、何も、うそをついているわけでは決してありませんで、私は石田氏にもお目にかかりましたし、向うでのお話を聞きますと、その後の問題は、日本の国内で交渉するということでありまして、そう無理して今度の条件に持つてきたわけでもありません。またアルゼンチンの問題につきましても、ただいまのお話でなしに、何か向うの条件の不履行とかそういうような問題があつたように聞いておるのであります。(加藤(清)委員 逃げなくてもいいですよ。)と呼ぶ)もとより私は逃げているわけでも何でもありません。これも、率直に事実を事実として聞いていただきたいのであります。もとより、一方におきましては、輸出を伸ばしていかなければなりません。また一方においては、御承知のように、焦げつき債権を作つてはいかぬ、こういう問題もあり、極力国の負担にならぬような努力もしていかなければなりません。しかし、他の国との競争も考えていかなければなりません。どうしてもそうでなければならぬという場合に、おいては、現在あります補償の制度も活用し、延べ払いも極力考える、こういうことで、やはりケース・バイ・ケースに従つていかなければなりません。輸出を広げていかなければならぬというところ、国家が損失なり焦げつきをマツさせながら、最大限に輸出振興ということをはかつていきたいと思ひます。私は、その他の個々のケースについては、詳細を聞いておりませんが、いつでも、お話があらば、御相談に応じておるつもりであります

し、今後においても、個々の場合につきましても、御相談に十分乗つて、輸出振興の要請にこたへるといふ覚悟を持っておりますので、その点は、もし具体的問題で御指摘があらば、もしそれについての私の考えを申し上げたいと思ひます。

○加藤(清)委員 生ぬるい湯に入つたようなもので、満足のできない答弁ばかりであります。時間の関係上、次へ進みます。輸出保険法の改正に当つて、保険の料率を考へられたことがございまして、輸出保険法を利用して、者の側から考えますと、どうも料率が高過ぎる。私企業で保険を営んでいる場合と比較しても、なお政府のみずからやつてゐる輸出保険の料率は、必ずしも安くはない。こういう声が、加入者の間に満ち満ちておるわけでございますが、これに対して、大臣はどうお考えですか。

○前尾(國務)大臣 輸出保険に関する料率につきましては、すでに輸出保険の改善、そうしてそれに対する料率を引き下げるという努力をいたして参りまして、この前にも輸出代金保険の料金でありましたか、十銭引き下げた。こういうことをして参り、今回も、今度の普通保険の改正によりまして、直接引き受けに改めることによつて、一割二分くらい料率が下ることになりまして、こういうことでぜひお願いしたい、かように考えているわけでありまして、もちろん、これは損失の補償ではありません。保険でありますから、独立採算でいっていることは事実であります。しかし、その間において、政府が何ももうける必要は全然ありませんので、立つていくことであれば、そこ

まで引き下げるという態度で、従来から努力して参っているわけでありま

す。料率が特に高い、あるいはまたこ

れを民間でやりになったら、さらに

安くなるというふうには考えておらぬ

わけでありま

○加藤(清)委員 輸出保険法の非難を

するといふか、批判をする人は、こん

なものはまるで存在価値がない。こ

うふうには極言する人もございま

す。どうしてかといへば、かりに私が輸出

したとする。そこで、保険にかかろう

としてお願いに行きますと、リスク

の多いところは、かかろうとする希望

者も多いわけだ。そうなりますと、

いつも、予算のワケがない、もう締め切

りでございま

す。また危険の発生の見込みが多くな

つた国が生ずると、受付けは停止なん

です。こうなると、困ったときの神頼

みにならないです。大臣、これは一体

何がゆえにそうなっているのですか。

○前尾國務大臣 御承知のように、輸

出保険は逆選択になつてゐるわけ

です。従つてこの前輸出保険の限度を

オーバーしたことがあります。それに

きまして、その限度を臨時国会で引

き上げをお願いして、その間つなぎ

に、あるいは多少停止というわけでも

ありませんが、ごしんぼう願つたよう

なことがあるかと思ひます。それか

ら、ある時期におきまして、非常に危

険が強くなりまして、というより、こ

れがやはり投機的な要素に使われる場

合があるのであります。従つて、投機

的なような場合におきましては、ある

程度押えるというのをいたしてお

ますが、しかし、確実なもの、たと

えは信用状があるとか、ライセンスが

と

れているというふうなものについて

は、もちろん停止も何もいたしてお

ぬのであります。ときに、ただいま申

し上げましたように、投機的なことに

使われ、逆に弊害が出るという場合

には、そういう弊害のないようにとい

う配慮はいたしておりますが、決して

まじめな輸出の問題について、阻害す

るようなことをやることは、絶対にな

いのであります。その点については、

御了承願ひたいと思ひます。

○加藤(清)委員 ワケが少いから、私

が申し上げましたような欠点が出て

る、こういう話です。それから、投機

的なこと、こう言つてお逃げになり

ましたが、投機であるかないかは、政

府がちゃんと御承知の上で、朝鮮

に對しても、あるいはインドネシア

に對しても、すでにちゃんと制限が行

われているはずで、政府が輸出の強

化をしておき、それに対して輸出を

しようとするときに、なおこの保険を

しようとして届出に行くと、今、私が

申し上げましたように、この国は危険

だから、もうだめだ、あるいは、リス

クが多過ぎて希望者が多かつたから、

予算のワケがないからだめだ、こ

うふうには言われているわけだ。それ

で、政府は、外国に對して輸出許可

をした以上は、当然のことながら、こ

の輸出保険が希望があれば、つけて

るべきだと思ひますが、そのために

全部希望を入れるだけのワケがない

というならば、ワケを拡大したいとい

ふのですか。とにかく、政府が輸出

な輸入なり貿易の許可をしようとい

ふのが、この保険にかかりたいとい

ふ場合、もっと、より、かかりやす

くし

て

る

に

得る用意があるかないか。すなわち、

ワケが少なければ、ワケを拡大する

意があるかないか。

○松尾(泰)政府委員 大臣にかわり

ましてお答えを申し上げます。実は、

この保険契約の限度というものは、

則で毎年きめられるわけでありま

す。しかしながら、このワケは非常

にきつてありまして、過去の例に

おきまして、一、二回限度一ぱい

に、補正予算でもってワケの増額

を願つたことはありますが、そう

ワケがために、保険の受付けを

したことは、全然ありません。また

別のワケも、全然ござい

ません。ただ、先ほど大臣からお

答へになりました、ある国にお

きましての関税引き上げが、非常

に切迫してきたという場合には、

逆選択が起ります。一時事前協

議という制度でやり、また受付け

とめたというところもございま

すが、できるだけの最小限度にと

どめまして、善意の輸出業者に、

そういう迷惑をかけるというた

うなことは、全然いたしてお

らぬつもりであります。

それから、日本側の輸出許可を受け

たもの云々ということでありま

すが、もちろん許可制度下にある

ものは、許可を受けなければ、

まず事態が確認され

ませんので、一応許可を受けるこ

とが一つの条件になります。許可

を受けた以上、これを保険に受け

ないといふことも、全然いたして

おりませんし、一たん政府が許可

したものを、ある事

情のために輸出停止をしたとい

ふ場合には、もしそれが保険が

つづら

れ

払いもいたしてきておるわけであり

ます。先生、御指摘の点は、若干

何か誤解ではなからうかと私は思

うのであります。具体的事例がござ

いましたら、お出し願ひたいと思

ひます。

○加藤(清)委員 何でも誤解で片づ

けようとしておる。そういう答

えが出る。さういふ答へが出る

だろうと思つたから、私は最初

に、遺憾ながら、いい声で鳴く

から、あなたの方もそれに答えて

もらいたいと言つて、切り出した

わけだ。ワケが少くなる理由を、

あなたたち、御存じでございま

しょうが、その前に、大臣にお

尋ねたいのは、今、局長が言

つた通り、こんなことを、私は

ここで言う必要はない。しかし

ここで答へられる局長の言葉と、

実質に窓口にやつてゐる具

体的事実とは、大きな相違があ

るといふことに気づいてもら

いたいのです。そこで、局長の

言われたことが、ほんとうに事

実であるとするならば、その事

実を窓口に徹底させるようにし

てもらいたい。親の心子知ら

ずなのだ。親は議員の前で、議

員の質問に對して、うまく切り

抜けさすれば、それで事は足り

ると思つていらつしやるかもしれ

ませんけれども、この問題は、

具体的に生きて一年間動くの

だから、そのつど、そのつど、

その窓口においてそういうトラ

ブルがあり、そのトラブルの結

果は、うらみとなつて、こんな

ものはあつても、なくとも同じ

ことだ、必要ないじゃないか、

こ

う

まして、当然だいま通商局長のお

答へした通りであるべきであり

ます。窓口にしまして、私はさ

ういふことがなかつたら、これ

は私のおとこにござい

なれば、いつても解決し、

当然さういふふうによつて

いかねばならぬ、かように考

へます。

○加藤(清)委員 大臣のところま

で行けば、今の局長の言つた通

りに、まことにその言たるや

よしです。しかし、この命

たるや、私と同列なんだ、

あと一週間か十日の命です。そ

で、この大臣の遺言を守つて、

局長は代理を勤められる意

思があるかないか。

○松尾(泰)政府委員 先ほど私

が申し上げましたのは、これは

ほんとうのことと申し上げ

ておるわけでありまして、保

険のワケが少いからとめたとい

ふ事例は、かつて全然ござい

ません。これに關係の課長も、

事務官も来ておりました

が、そんなことがあるかと聞

いてみましたが、全然ないとい

ふことを言つておるのであり

ます。その点は、一つ御了解願

ひたいと思ひます。ただ、関

税引き上げ、あるいは最近に

おきましては、たとえば、エ

ジプトにおきましては、非常

に思ひます。た

たというふうなために、非常

に思ひます。た

たというふうなために、非常

に思ひます。た

たというふうなために、非常

に思ひます。た

たというふうなために、非常

すし、今後実行していくことは、変
りはないかと思つておる
は、先生のおっしゃつておる
御趣旨は、少しわからないのであり
ますが、多分L Cのこない場合、すなわ
ちD P、D Aの取引の場合におきまし
て、銀行がその輸出の金融をいたしま
す場合に不安がある。そこで、銀行は
手形保険にかけるわけでありますが、
その保険料のチャージを輸出業者に負
担させる、その問題をおしやつてお
るのではないかと思つておる。
しかしこれは、銀行が金融をいたしま
す場合に、L Cでない場合におきまし
ては、取り立ての責任を負うわけであ
りますので、D P、D Aの場合におき
ましては、安全のために、銀行が保険
に入るのも当然でありまして、またそ
の保険制度があればこそ、銀行として
は輸出金融に依つておるものであり
ます。従つてD P、D Aで輸出する、
保険はかけないといふことになりまし
て、銀行としては、危なくて金融をできぬ
といふことになるのでありまして、わ
れわれは、輸出金融を円滑にするため
に、そういうような手形保険制度とい
うようなものをやつておるわけであ
りますので、それを十分御了解願ひ
たいと思ひます。どうも少し誤解をな
さつておられるのじやないかと思つて
おります。

○加藤(清)委員 ワクの問題で、もう
一点だけお尋ねいたしますが、銀行に
L Cを依頼いたしますと、これをつけ
ると、こういうことです。ところが、
その国は、輸出保険をつける必要のな
い国である。つまり、保険をかける必
要のない相手国に対して、貿易をする
場合に、銀行側は、貸付の条件として
これを利用して、こういう向きが
ございます。そういうことをするもの
ですから、安全地帯に、なお安全を
祈つてこれをつける。従つて、ほと
うに危険地帯の場合ですと、銀行まで
が手を引いてしまふということにな
りますと、この保険の使命というか、保険
の目的がどこかへ喪失されてしまふ。
危険があればこそ、保険に加入しよう
とする。危険がなかったら、何も保険
の存在は要らないはずで、銀行側で
は、この保険の必要のない国の貿易で
あつても、ぜひ保険にかかつていらつ
しやい、そうすればL Cを開設してあ
げましようと言ふ。必ず貸し出しの条
件にこれをくつつけてくる。そこでワ
クをみな食つてしまふ。つけないても
いいところでワクを食つてしまふ。だ
から、ワクが足りなくなる。こういう
結果が生じておられますが、大臣は
このことについては、あなたの古果の
仕事であり、ホーム・グラウンドのこ
とですから、よく御存じのはずでござ
います。これについて大臣から……
○松尾(泰)政府委員 やや為替の具体
的な事務に關しますので、かわりまし
てお答えいたします。

実は、L Cが参つた場合に、銀行が
保険をかけるというようなことは、こ

れはないのではないかと思つてあり
ます。ただ、先生のおっしゃつておる
御趣旨は、少しわからないのであり
ますが、多分L Cのこない場合、すなわ
ちD P、D Aの取引の場合におきまし
て、銀行がその輸出の金融をいたしま
す場合に不安がある。そこで、銀行は
手形保険にかけるわけでありますが、
その保険料のチャージを輸出業者に負
担させる、その問題をおしやつてお
るのではないかと思つておる。
しかしこれは、銀行が金融をいたしま
す場合に、L Cでない場合におきまし
ては、取り立ての責任を負うわけであ
りますので、D P、D Aの場合におき
ましては、安全のために、銀行が保険
に入るのも当然でありまして、またそ
の保険制度があればこそ、銀行として
は輸出金融に依つておるものであり
ます。従つてD P、D Aで輸出する、
保険はかけないといふことになりまし
て、銀行としては、危なくて金融をできぬ
といふことになるのでありまして、わ
れわれは、輸出金融を円滑にするため
に、そういうような手形保険制度とい
うようなものをやつておるわけであ
りますので、それを十分御了解願ひ
たいと思ひます。どうも少し誤解をな
さつておられるのじやないかと思つて
おります。

○加藤(清)委員 ゴカイじやないので
す、二階か三階程度なんです。あなた
言葉をおつて下さいよ。

そうすると、この輸出保険というの
は、輸出業者のためでなくて、金融業
者の安全のためにこれがある、こうい
うことでございませうか。

○松尾(泰)政府委員 御存じのよう

に、輸出保険も、いろいろ種類がござ
います。従ひまして、普通輸出保険な
らば、あるいは代理保険といふものな
らば、これは輸出業者が保険をかける
わけでありまして、手形保険は、いわ
ば、D P、D Aの場合におきまして銀行
の金融を円滑ならしめるための保険で
あつて、銀行が保険に入るわけであり
ます。しかしながら、その利益は、輸
出業者に及ぶわけでありまして、輸出
金融がでなければ、輸出業者が困る
のは当然であります。輸出振興のため
に、要するに、輸出業者のために、制
度として銀行を相手とする保険になつ
てゐるといふだけのことであります。
これは、いずれも受益者は、貿易業者
といふことになるわけでありまして、
○加藤(清)委員 全部お答えが公式論
で、不満足でございませう。委員長に聞
きますが、何時までやられるつもりで
すか。

○小平委員長 一時に本会議の予定で
すから、一時まで待つてございませう。

○加藤(清)委員 答弁はきかぬで不満
足でございませうけれども、時間に制約
がございませうので、次に進みます。

優先外貨の割当状況、経過を承わり
たい。その意味は、輸出振興が、目下
の日本の命である、経済の命である。
こういうことを、大臣は申し述べてお
りますけれども、輸出奨励の意味でつ
けられておりました優先外貨が、だん
だんと削減の傾向にあります。つま
り、輸出意欲というものが逐年低下し
つた、こういうことでございませう。

私の考えでは、外貨割当が、輸出
したものに割り当てられるのではなく
て、輸入するものに割り当てられる、こ
ちらにウェイトが傾きつつある、こ

ういう状況ですが、これは、為替帳じ
りが黒字であり余つてゐる場合なら
いざ知らず、足りないがゆゑに、金融引
き締め、その他その他で内需を引き締
め、その結果、これに關係しない中小
企業にまで悪影響を及ぼしてゐる今日
では、むしろ外貨は輸出で稼いだ人
つまり輸出に貢献のあつたものに与え
る、こういう基本線の方が正しいと思
うわけですが、一体大臣として、ど
のようにお考えでございませうか。

○前尾國務大臣 先般外貨につきまし
ては、極力輸出を振興するといふ意味
合ひで、活用すべきだと思つておりま
す。ただ、御承知のように、これを広
げるといふことにつきましては、諸外
國、ことにI M F等におきまして、か
なり強い反対の意向があるようであり
ます。ただいまのところ、これを大き
く拡張するといふわけには参りませ
ん。しかし、これは後退させる考えは
一つもありませんので、極力その現状
と思はれる程度におきまして、その内
容におきましては、極力充実していこ
うといふことで、やつておるのであり
まして、それらのことにつきまして
は、今後におきまして、なお検討い
たして、これをどうして充実してい
かといふふういろいろ考へて実行し
たい、こういう考へでございませう。

○加藤(清)委員 次に、為替貿易制度
の簡素化について、お尋ねいたしま
す。これは法律でなくして行政措置と
して大臣の権限で行われるようござ
いますか、この制度を近々のうちに更
改される用意がございませうか、ござ
いませうか。

○前尾國務大臣 為替制度の簡素化に

つきましては、従来から、非常に各方
面から要望が強いのであります。いろ
いろ検討して参りましたが、結局、銀行
で認証するといふ制度自体を廃止いた
しませんと、大きな簡素化はできない
ところが、御承知のように、信用状主
義といひますか、L Cベースでやつ
ておりましたものを、それを廃止しま
す、過当競争が生まれないかという議
論が、出て参つております。これはわ
れわれの真意を御了解願ひね結果だ
と思つておるのであります。結局、わ
れわれとしまして、L Cベース信用状主
義を廃止しようといふわけではないの
であります。ただ、銀行認証という行為
自体を廃止しよう、そして過当競争
の面におきましては、自主的協定、あ
るいは場合によりましては、承認品目
制度を活用いたしまして、その面はそ
の面として是正していけばいいのでは
ないか、こういう考へを持つておりま
す。従ひまして、その趣旨なり、われ
われのやらんとするところを十分御了
解願ひ、了解していただけると思つ
ておるのであります。十分御了解
なしに、ぼんとやるといふことにつ
きましては、私としましては、この際と
るべきでない、かように考へておりま
す。十分その点も周知し、納得しま
らつて、できるだけ早い機会にやりた
い、こういうふう考へております。

○加藤(清)委員 貿易為替管理制度の
簡素化といふ名目によつて、このたび
改正をされようといふところの要
点及び時期を承わりたい。

○松尾(泰)政府委員 ただいま大臣か
らお答えになりましたことを、繰り返
すようになりますが、まず第一が認証
制度の廃止であります。その次が、一

部LC原則の緩和であります。これにつきましても、いろいろ誤解が生じておるのでありますが、たとえば機械、金属、あるいは化学薬品等のごとき、国際競争におきまして、LCというのをいっておったものでは、国際競争に負けるというようなものにつきましても、LC原則を見ていくべきではないか。それから繊維あるいは雑貨のごときも考えてLC制度を続けていくべきではないか。ただ、その方法といたしましては、決済規則というふうなものであります。あるいは輸出輸入取引法によりまして、業界の自主的な規制によってやるかは、今後業界とも十分相談をして、その方法論については研究して参りたい、こう思っております。

次に、輸出承認品目の整理であります。御存じのように、現在のところ、輸出承認品目として、共産圏向けの戦略物資の輸出承認制度、それから需給の関係からくる輸出承認制度、それから、特に対米関係等に多いのであります。過当競争の防止あるいは現地に於ける輸入制限に対する対策として、輸出調整をいたしております。その輸出調整をいたしております手段として、輸出承認制度、こう大きく分けて三つあるかと思いますが、一番最後の、過当競争の防止のための輸出調整につきましては、今後ふえこそすれ、減らないかと思っております。前二者につきましても、できるだけこの際再検討いたしまして、品目は縮小して参る、こういうふうな考えております。その他、決済通貨につきましても、いまだ少し範囲を拡充し、世界の現

状に即するように決済通貨を拡充して参るといふようなこと、そういう点が大体大綱であります。実施の時期につきましても、先ほども大臣から御説明がありましたように、業界にも十分説明をし、御了解を願った上で実施をいたす。まだ早急にといふふうには考えておりません。

○加藤(清)委員 いろいろですか。

○松尾(泰)政府委員 まだ今のところ業界の準備態勢がどうなるかにもよるわけですが、まだしばらく一、二ヵ月、あるいは二、三ヵ月ではなからうか、こういうふうには私自身は考えております。

○加藤(清)委員 要約いたしますと、今度の省令の改正の要点は、貿易手続の簡素化、標準決済規則の改正、ハウス・ビル及び委託輸出をも標準決済とする。それから手持ち外貨の増額及びその用途の制限撤廃、撤廃までいかなくても、今これをもちと幅を広げる、こうおっしゃったのですが、大体これに要約されるわけですか。

それでは、それについてお尋ねいたしますが、すでに私は本委員会におきまして、再三政府に要望し、政府もそれを承知されたこととございますが、それがいまだに行われておりません。その一点は、日本の貿易を振興させるに当っては、どうしてもやらなければならぬ一点が欠けている。すなわち、専門商社の指導育成ということでございます。専門商社の指導育成という具體策が、政府にはいまだかつてございせん。具体的に、近ごろそういうものがございしたら、一つここで御発表を願いたい。

○松尾(泰)政府委員 ちょっとかわり

まして、答えさせていただきますが、実は輸出振興策につきまして、特に専門商社というものを対象にする施策というものは、非常にむずかしいのであります。われわれといたしましては、やはり総合商社でやるよりも、そういう専門商社でやる方が、能率的でもあるし、こまかいところに手が届きます。輸出振興上、効果があるというふうに考えているわけでございます。しかし、そうかといって、これというきめ手になるような対策がないのであります。特に申し上げますならば、海外の支店、出張員の派遣を認めます場合に、できるだけ専門商社を育成するといふ立場から、その海外へ出ることを認めておるのであります。その他もう一歩進んだような対策はないかというところで、いろいろいたしておるのであります。なかなかこれについても実は名案はないのであります。名案があれば、一つお聞かせ願いたいと思うのであります。今後、ジェットロ等特殊法人化されますと、このジェットロ等とも一体になりまして、できるだけ専門商品を扱う店の拡充をはかるすべをいたしたい。最近一、二の例としましては、デパートが海外へ進出されるようになった。最近一、二の例としましては、デパートが海外へ進出されるようになった。最近一、二の例としましては、デパートが海外へ進出されるようになった。

○加藤(清)委員 私専門商社の指導育成を長年強調して参っておるゆえんものは、決して社会党なるがゆえで

はございせん。国家の貿易、特に日本の貿易、なかなかアメリカ貿易を、より伸展させるには、当然のことながら中小の専門商社の指導育成なくしては、これを行うことができないのでございせん。御承知の通り、たとえば、繊維にいたしましては、さういふ細布であるとかという、簡単なものにして技術加工をあまり加えないもの、特に手先仕事を加えないものは大きな紡績で作る、大きな商社にまかせて、それにだんだん加工をしていく、特に手先仕事を加える。たとえば、先年とかくの問題を起しましたリン・ダラー・ブラウスにしても、あるいは別珍、コールテン、ギンガムにいたしましても、これはほとんど手先仕事で行われる。特にそれに捺染とか注染とか型染という加工を加える場合には、おきましては、こんなものを大工場に一度にたくさん作ったならば、そんな柄は売れつゝありません。各社の別々なアイデアによっていろいろな柄を作つてこそ、ネクタイも売れ、あるいはこれから夏に向いますゆかた地、あるいは夏の洋服地等々も、売れていくわけでございます。その手工業でやるところをほんとうに指導するのは、だれかといへば、専門の商社以外にはございせん。二社五編あるいは船場七社というようなところは、実際はそれのまた上のピンはねをして、これをやっているだけのことで、手工業に直接つながるものは、専門商社でございせん。陶器にしても、しかりでございますが、御承知の通り、クリスマス・プレゼントに行われますところの

あのおもちゃなどは、大きな貿易商では、とうていできることではございせん。ところが、政府の打たれまする施策というものは、常に大商社にのみ厚く、中小ないしは専門の小さい商社をだんだん圧迫する傾向にあるわけでございます。具体的に申し上げますならば、ただいまあなたのおっしゃいました手持ち外貨の増額及びその用途の制限の緩和、これは一体だれにやらせるつもりでございせんか。ただ貿易の手続の簡素化といふ美名のもとに行われれば、普通新聞に出れば、一般全部に行われると解釈する。ところが、先般行われた商社の外貨保有は、一体だれに許されたか、二社五編と、ようやくそれにかつて追いついたところの船場七社だけなのです。しかも、それはどうかといへば、一千万ドル以上だとか、あるいは外国に商社を持つてゐるものには、なお交互計算を許すとか、こういうことにされたわけですか。その結果は、相手国のインポーターや、あるいはエージェンツ等は、その外貨保有を許されたもの、交互計算を許されたものは、これは政府の保証があり、政府が援助している商社だと見る。ところがそれにはずれた数多くの中小及び専門商社は、政府から保証されてい

ないと思はれる。従つて、その結果は、それまで専門の陶器輸出業者にあった注文まで、大きな総合商社に発せられる、こういう結果になつてきた。その結果、大きな総合商社は、そういう技術やこまかい点に心をいたすことがわからないし、経験がないので、結局はどうかという、今まで行なつていた専門商社に下請をやらせるということなんです。ついに専門商社

はございせん。国家の貿易、特に日本の貿易、なかなかアメリカ貿易を、より伸展させるには、当然のことながら中小の専門商社の指導育成なくしては、これを行うことができないのでございせん。御承知の通り、たとえば、繊維にいたしましては、さういふ細布であるとかという、簡単なものにして技術加工をあまり加えないもの、特に手先仕事を加えないものは大きな紡績で作る、大きな商社にまかせて、それにだんだん加工をしていく、特に手先仕事を加える。たとえば、先年とかくの問題を起しましたリン・ダラー・ブラウスにしても、あるいは別珍、コールテン、ギンガムにいたしましても、これはほとんど手先仕事で行われる。特にそれに捺染とか注染とか型染という加工を加える場合には、おきましては、こんなものを大工場に一度にたくさん作ったならば、そんな柄は売れつゝありません。各社の別々なアイデアによっていろいろな柄を作つてこそ、ネクタイも売れ、あるいはこれから夏に向いますゆかた地、あるいは夏の洋服地等々も、売れていくわけでございます。その手工業でやるところをほんとうに指導するのは、だれかといへば、専門の商社以外にはございせん。二社五編あるいは船場七社というようなところは、実際はそれのまた上のピンはねをして、これをやっているだけのことで、手工業に直接つながるものは、専門商社でございせん。陶器にしても、しかりでございますが、御承知の通り、クリスマス・プレゼントに行われますところの

はございせん。国家の貿易、特に日本の貿易、なかなかアメリカ貿易を、より伸展させるには、当然のことながら中小の専門商社の指導育成なくしては、これを行うことができないのでございせん。御承知の通り、たとえば、繊維にいたしましては、さういふ細布であるとかという、簡単なものにして技術加工をあまり加えないもの、特に手先仕事を加えないものは大きな紡績で作る、大きな商社にまかせて、それにだんだん加工をしていく、特に手先仕事を加える。たとえば、先年とかくの問題を起しましたリン・ダラー・ブラウスにしても、あるいは別珍、コールテン、ギンガムにいたしましても、これはほとんど手先仕事で行われる。特にそれに捺染とか注染とか型染という加工を加える場合には、おきましては、こんなものを大工場に一度にたくさん作ったならば、そんな柄は売れつゝありません。各社の別々なアイデアによっていろいろな柄を作つてこそ、ネクタイも売れ、あるいはこれから夏に向いますゆかた地、あるいは夏の洋服地等々も、売れていくわけでございます。その手工業でやるところをほんとうに指導するのは、だれかといへば、専門の商社以外にはございせん。二社五編あるいは船場七社というようなところは、実際はそれのまた上のピンはねをして、これをやっているだけのことで、手工業に直接つながるものは、専門商社でございせん。陶器にしても、しかりでございますが、御承知の通り、クリスマス・プレゼントに行われますところの

はございせん。国家の貿易、特に日本の貿易、なかなかアメリカ貿易を、より伸展させるには、当然のことながら中小の専門商社の指導育成なくしては、これを行うことができないのでございせん。御承知の通り、たとえば、繊維にいたしましては、さういふ細布であるとかという、簡単なものにして技術加工をあまり加えないもの、特に手先仕事を加えないものは大きな紡績で作る、大きな商社にまかせて、それにだんだん加工をしていく、特に手先仕事を加える。たとえば、先年とかくの問題を起しましたリン・ダラー・ブラウスにしても、あるいは別珍、コールテン、ギンガムにいたしましても、これはほとんど手先仕事で行われる。特にそれに捺染とか注染とか型染という加工を加える場合には、おきましては、こんなものを大工場に一度にたくさん作ったならば、そんな柄は売れつゝありません。各社の別々なアイデアによっていろいろな柄を作つてこそ、ネクタイも売れ、あるいはこれから夏に向いますゆかた地、あるいは夏の洋服地等々も、売れていくわけでございます。その手工業でやるところをほんとうに指導するのは、だれかといへば、専門の商社以外にはございせん。二社五編あるいは船場七社というようなところは、実際はそれのまた上のピンはねをして、これをやっているだけのことで、手工業に直接つながるものは、専門商社でございせん。陶器にしても、しかりでございますが、御承知の通り、クリスマス・プレゼントに行われますところの

○松尾(泰)政府委員　外貨保有制度につきましては、今、御指摘になりましたように、現在のところは、大手商社二十社程度に認めているのでございます。しかしながら、これは外貨の事情の許す限り、拡大をさるべきものだというふうに考えております。ただししかし、専門商社の育成というのと、少しそこが違うのではないかと思うのであります。外貨保有ということとは、や

ておりませんけれども、今後そういう方向で話し合いをしまして、目的を達するようにしたいと思っています。

○權益説明員 商社の保有外貨の拡大、使用制限の撤廃というお話でございますが、今、通商局長からお話がありましたが、私も、まだ正式には――懇談会でもいろいろ要望はございましたが、今回の簡素化でそういうことをやるというふうには、まだいたし

削っているじゃありませんか。どうする大臣。

○前尾國務大臣　先ほど申し上げておりますように、優先外貨について、これを縮小するということは、何もやってないわけです。(加藤(清)委員)過去において縮小された。」と呼ぶ)縮小はいたしております。むしろ私としては、極力内容を充実していこうというので、就任以来は、縮小もいたしてお

います。しかもなお、これに加える技術というものは、中小企業及びそれにまつわるところの多くの労働者を救うことになり、この結果は、大都會中心の工業を、やがて農村にも持ち込むゆえんになりますから、ぜひ私はこういう工業を發展させたい、こう念願しているのです。ところが、これが唯一の輸出振興策でございました優先外貨の割当というものが、終戦後だ

制限しておいて、一体何を広げる考えでございしますか。DP、DA制度は、何に適用する考えでございしますか。

○松尾(泰)政府委員　少し話がもつれているのではないかと思うのであります。御存じのように、戦前におきましては、こういうLCでなくては、取引はしてはいかぬというようなことを、政府が指示をしておったことはないわけでございます。世界各国において

意味で、そういう点をはずしていい、こういう考えであります。繊維あるいは雑貨、そういうようなものについて、中小の方々が困りになるようなことのないように、十分配慮していくつもりであります。ただ、これはやらなくてもいいのではないかということになると、結局、手続の簡素化はできないということになって参りますので、その点も、それでいいということになれば、しいてやらなければならぬというほどのものではないのでありますが、手続の簡素化も、極力進めていきたいというふうに考えておりますので、十分その点は検討して、中小企業の方が困らないようにということは、十分考えてやるつもりであります。

○加藤(清)委員 それだけでは不満足です。先ほど松尾局長は、中小の専門商社に対する案があつたら、教えてもらいたいとおっしゃいました。そこで、ここが問題になる。これを一つおやりになりさすれば、一つの妙案です。万能案ではないけれども、とにかく妙案です。というのは、中小の商社が困つておるのは、何かといえ、金融難です。輸出金融のL.C.開設の場合にも、銀行が協力しないということでは、特に中小貿易のごときは、よけいにこれがはなはだしいわけだ。そこで今の問題に返りますが、あと払い方式になるというところは、よけいに金が必要という事です。よけいに金が必要というところは、蓄積のない者にとつては、銀行をたよるよりほか、手はないということ。銀行にたよる場合に、短期貸しでさえも、なかなかできなかったものを、あと払いという結果からは、長期に借りなければならぬ

ということになつてくるわけ。その際に、大臣としては、輸出振興、中小商社を助けるのと口を言つていらつしやるのだから、銀行に対して、輸出の場合に限つてひもつき融資をするとか、あるいはL.C.の開設でも、あるいはD.P.、D.A.でもよろしうございませうが、その際に、銀行に対して、あなたは、輸出振興の立場から、これはやつてやれという、ひもをつけれられる用意がありますか、ありませんか。それなくして、土俵が広がるから大いにけつこうだという、ワケを広げなされるならば、これはとてもない結果になつて、弱肉強食がここに生じてくる、こういうことになりませんが、大臣、どうです。

○松尾(泰)政府委員 そのD.P.があるいはL.C.かという原則論をいたします場合は、先生のおっしゃること、ごもっともでありまして、われわれも、常にそういうことを考えながら、措置をしておるわけでありまして、従いましで、ここで、ただ正対的な議論ということになりますと、そういう中小金融も考えてなければならぬというところ、これはもう当然のことでありまして、ただ、先ほど来申しておりますのは、ごく一部の商品について、世界競争の必要上、業界の要望もあるもので、D.P.、D.A.が望ましい、こういう意味で申し上げたのであります。従いましで、そういう業種につきましては、比較的中小企業の問題は少からうと思ひますが、御存じのように、今、八種類の保険の中で、輸出手形保険というのがあります。輸出手形保険というのは、何をやってゐるのかと申しますと、現在認められておりますD.P.

D.A.に対する金融をつくるための保険制度であります。年間に二、三百億円になつております。従いましで、この手形保険のワケも、三十三年度におきましては、非常に多くとられておりますので、その保険制度の活用によりまして、金融がついていくだろう。現在も、大体そういうことになつておりますので、そうなるであらう、こう申し上げておるわけ。ただ、全面的に、D.P.、D.A.ということになりますれば、今、先生の御指摘の問題は、われわれは十分考へて、別途の措置を考へなければならぬと思ひますが、今のところは、まだそこまで至つておりませんので、今の一部の商品についてなれば、その手形保険制度で何とかやつていけるだろう、こういうふうに申し上げておるのです。

○加藤(清)委員 皆さんのあまり長いことお待たせしても、恐縮でございます。この中で、本件に關しては、もう一度あらためて承る、質問をする、こういうことにして、最後に、ついでに、いせんだつての委員会に、大臣が早期退出なさりましたので、その折に聞き漏らした点がございしますから、その点にしばつて申し上げます。

御承知の通り、映画フィルム輸入の問題でございますが、これがマッカイサーの残していきました落し子、その通りになつてゐる。その落し子が、だんだんと成長いたしまして、ここにもやはり日本のそれを業とする商社を圧迫して、アメリカのいわゆるメトロとか、あるいはフォックスとか、パラマウントとかいふものにつながらる外国の商社のみが、ひとり大きく肥えていく。こういうことが、そのまま継続

されると同時に、もつとますます発展の傾向にある。その結果は、蓄積円が多くなつて、この蓄積円は、やがて内地のプロダクションをますます圧迫している、こういうことに相なつておる次第でございます。本件に關しては、大蔵省としても、特別委員会を設けて善処する旨を答弁いたしてゐるわけでございますが、大臣としては、どうお考えでございますか。大臣としては、ここに、大臣に特に訴へたいことがございします。それは、占領中にできた憲法は、アメリカから与えられたものであるから、これを改正しなければならぬ、こういうことを盛んに言われるのでございします。もし、それが事実であるとするならば、ここにマッカイサーの落し子がそのまゝ成長して、それが内地の業界を圧迫しているという事実、これを見れば、憲法改正よりも、この改正の方が、簡単にできることではないかと。まず憲法改正の精神の実行の初めに、これを行はれる意思がありやいなや。特に道徳教育が必要なおかげで、修身教育をやる、こういうことではないかと。もし、ほんとうにそれが子供の教育のために行われるものでありとすれば、子供の、青少年の悪化ということが、輸入フィルムにより、また内地のフィルムも、輸入フィルムの悪影響によつて、そのイミテーションが制作される。それがやがて青少年に大きな悪影響、道徳的な悪影響を及ぼしておる。今日、道徳教育を学校でやりたいとおっしゃる内閣の一員であるあなたたちは、まず、この映画フィルムの内容を、貿易の立場から制限ないしは、これを禁止するの策に出られる方が、

一そう緊急なことではないかと存じます。この点、さきの委員会でも、大蔵省からは承りました。通産大臣は、途中退席でございましたので、御高説を承ることができなかったことを、遺憾に思つております。ぜひこの際、大臣のこれに対する御所見と、この輸入フィルムに対処するところの具体策を承りたいのでございします。

○前尾(國務)大臣 輸入フィルムは外貨の割当について、いろいろ非難のあることは、私も承知いたしてゐるのであります。ただ貿易上の見地から申しましても、好ましくない点が多々あると思ひます。このことは、大蔵省の専管には屬してありますが、われわれも貿易に關係を、あるいは外貨に關係をいたしてありますものといつたしまして、すでに大蔵省に特別委員会も設けられてゐることから、極力従来の弊害を改めていこうということに協力し、努力し、主張もしていきたい、かように考えております。

○加藤(清)委員 それについて、もう一点だけ。

貿易の問題につきましては、外貨割当のことは、ほとんど通産省で行われているはずでございます。ところが、フィルムに限つて、所管が大蔵省になつております。その結果は、貿易業者にとつては、いろいろな支障がある。通産省にもお伺いを、立て大蔵省にもお伺いを立てる、こういうことなつてゐる。そこで、何がゆゑにこうなつてゐるかということ、先般大蔵省にお尋ねしたら、これは貿易外收支の問題だからということでございます。フィルム

は、貿易外ではなく、貿易内でございます。そこで、貿易内のことであれば、所管も当然のことながら通産省の傘下に入られてしかるべきだと存じます。あなたが、大蔵省のことも通産省のこともよく御存じです。どちらが正しいとお考えでございますか。どちらをより愛していらっしゃるのでしょうか、大臣の心根を聞きたいのであります。

○前尾国務大臣 私は、そういう詳細なことを存じませんが、いわゆる貿易外だということでございます。貿易外だということは、要するに権限の問題よりも、実質の問題であります。よく検討もし、また他のことも勘案して、今後考えていきたいと思っております。

○加藤(清)委員 貿易手続の簡素化というところが今問題になって、私は今まで長々とお伺いしたわけであります。もし、ほんとうに貿易の簡素化ということをやりたいと思つたならば、まずこのファイルの窓口の簡素化をやつてもらいたい。それは、何かといえば、大蔵省から通産省に持つてきてもらいたいということ。ごく簡単なことでございまして、業界からは、拍手をもって迎えられたいと思つたので、至急簡素化をお願いするわけです。

○小平委員長 これにて質疑は終局いたしました。

引き続き討論に入るわけであります。別に討論もないようでありますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、輸出保険法の一部を改正

する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○総員起立

○小平委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 次に、計量法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案につきましては、他に質疑はないものと認めます。これにて質疑は終局いたしました。

引き続き討論に入るわけであります。別に討論もないようでありますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○総員起立

○小平委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

ます。笹本君の発言を許します。笹本一雄君。

○笹本委員 私は自由民主党、社会党両党を代表いたしまして、計量法の一部を改正する法律案に対して、附帯決議を付することを提案いたします。

まず、その案文を朗読いたします。計量法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、計量器の店舗外販売制度の運用にあつては、計量の安全の確保と販売事業の健全な発展に留意するとともに、計量に関する制度については、社会状況の推移を考慮の上、適切な措置を講ずべきである。

簡単にその趣旨を申し上げますが、店舗外販売制度につきましては、委員会の審議の際、種々質疑が重ねられたのであります。計量器の安全が阻害され、また販売事業の販売活動を混乱させることが懸念されるのであります。従いまして、政府は、計量器の普及を推進されることは、まことに時宜を得たものであると思ひますが、普及の措置に伴ひまして、計量法の尊厳を冒すことのないよう、十分配慮されるよう望みます。

さらに、計量法には、なお幾多の問題を残しているようでありますから、今後、政府において、社会情勢の推移を考慮して、法律の改正の必要や、運用上改められるべき点等について十分検討され、計量制度の円滑な運用が期待できるよう、措置されることを望みます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○小平委員長 お諮りいたします。本案に、ただいま御提案の通り附帯決議を付するに御異議ありませんか。

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、前尾通産産業大臣より、発言を求められておりますので、これを許します。前尾通産大臣。

○前尾国務大臣 ただいま計量法の一部を改正する法律案に対して、適切な附帯決議を付せられました。政府といたしまして、これに對しまして十分の配慮をいたしまして、適切な措置を講ずる所存でございます。

○小平委員長 お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○小平委員長 次に、計量単位の一に伴う関係法律の整備に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案につきましては、他に質疑はないものと認めます。これにて質疑は終局いたしました。

引き続き討論に入るわけであります。別に討論もないようでありますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○総員起立

○小平委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 お諮りいたします。本日、本委員会に付託されました橋橋渡君外二十六名提出、水洗炭業に関する法律案を議題とし、審査に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

まず提出者より、その趣旨の説明を求めます。笹本一雄君。

水洗炭業に関する法律案

水洗炭業に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録(第三条・第十二条)

第三章 事業の規制(第十三条・第十五条)

第四章 賠償(第十六条・第二十九条)

第五章 雑則(第三十条・第三十四条)

第六章 罰則(第三十五条・第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、水洗炭業者の登録の実施、その作業方法の規制等により、水洗炭業による被害を防止し、その事業の健全な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水洗炭業」とは、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の適用を受ける事業以外の事業であつて石炭の掘採により生じた廃石(以下「ばた」という。)を水洗することにより石炭を採取する事業及び石炭を水洗する事業をいい、「水洗炭業者」とは、水洗炭業を営む者をいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 水洗炭業を営もうとする者は、この法律で定めるところにより、登録を受けなければならない。2 前項の登録は、一年間有効とする。

3 第一項の登録の有効期間満了の後引き続き水洗炭業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。この場合において当該登録は、一年間有効とする。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者(同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者を含む。以下「登録申請者」という。)は、省令で定めるところにより、その事業を行う場所を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を

記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 事業を行う場所

三 法人である場合においては、その資本金額(出資総額を含む)及び役員の氏名

四 水洗施設

五 沈でん池その他の水洗炭業による被害を防止するための施設

六 排出される土砂の廃棄方法

2 前項の登録申請書には、水洗施設の位置を示す図面及び省令で定める事項を記載した書類(以下「添附書類」という。)を添附しなければならない。

(登録の実施及び登録の通知)

第五条 都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第七条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を水洗炭業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(禁止行為)

第六条 前条第一項の規定による登録を受けない者は、水洗炭業を営むことができない。

2 前条第一項の規定による登録を受けた者は、当該登録を受けた事業を行う場所以外の場所で水洗炭業を営むことができない。

3 前条第一項の規定による登録を

受けた者は、その名義を他人に水洗炭業のため利用させてはならない。

(登録の拒否)

第七条 都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当するときは、又は登録申請者に係る水洗炭業の施設が河川、道路その他の公共の用に供する施設を損傷し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反することとなると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第十一条第一項第二号又は第三号に該当することにより登録を取り消され、登録の取消の日から二年を経過しない者

二 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 法人でその役員のうちに前二号の一に該当する者のあるもの

2 都道府県知事は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を附してその旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の手数料)

第八条 登録申請者は、第三条第一項の登録については三千円をこえない範囲内において、同条第三項の登録については二千円をこえない範囲内において、政令で定める額の登録手数料を納めなければならない。

(変更の届出)

第九条 水洗炭業者は、第四条第一

項第一号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の変更届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 水洗炭業者は、当該都道府県知事の管轄する区域内において、第四条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、同条第一項第四号から第六号までに掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する添附書類を添えて、省令で定めるところにより、その旨の変更届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第五条第一項及び第七条の規定は、前二項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第十条 水洗炭業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 水洗炭業者が死亡したときは、その相続人

二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者

三 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人(破産による解散の場合にあつては、その破算管財人)

四 水洗炭業を廃止したときは、水洗炭業者であつた個人又は水洗炭業者であつた法人の役員

(登録の取消)

第十一条 都道府県知事は、その登録を受けた水洗炭業者が次の各号

の一に該当するときは、当該水洗炭業者の登録を取り消すことができる。

一 第七条第一項第二号又は第三号の規定に該当するに至つた場合

二 不正の手段により第五条第一項の規定による登録を受けた場合

三 第六条第三項の規定に違反した場合

2 都道府県知事は、前項の規定により、登録を取り消そうとする場合においては、当該水洗炭業者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して聴聞をしなければならない。ただし、その者又はその代理人が正当な事由がなく聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで当該処分をすることができ。

3 前項の聴聞に際しては、当該水洗炭業者又はその代理人に意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(登録のまつ消)

第十二条 都道府県知事は、次の各号に掲げる場合においては、水洗炭業者登録簿につき、当該水洗炭業者の登録をまつ消しなければならない。

一 第十条の規定による届出があつた場合

二 第三条第一項の規定による登録の有効期間満了の際、更新の登録の申請がなかつた場合

三 前条第一項又は第十四条の規定により水洗炭業者の登録を取り消した場合

2 第七条第二項の規定は、前項の

規定により登録をまつ消した場合に準用する。

第三章 事業の規制

(事業改善の命令)

第十三条 都道府県知事は、当該水洗炭業の施設が河川、道路その他の公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉を阻害しており、又は阻害するおそれがあると認めるときは、当該水洗炭業者に對し、期限を附して次に掲げる措置をとるべきことを命ずることが出来る。

一 作業方法を変更すること。

二 水洗施設の位置を変更すること。

三 水洗炭業による被害を防止するための施設を設置し又は改善すること。

四 前各号に掲げるもののほか、水洗炭業による被害を防止し、又は除去するために必要な措置をとること。

2 都道府県知事は、前項の命令をする場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る措置がとられるまでの間、当該水洗炭業者に對し、その事業の全部又は一部の停止を命ずることが出来る。

3 第十一条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による命令をする場合に準用する。

(事業停止命令等)

第十四条 都道府県知事は、水洗炭業者が前条第一項の規定による命令に違反したとき、又は第二十一条の規定による保証金を供託しない

かつたときは、六月以内の期間を定めて、その事業の全部又は一部の停止を命じ、又は第五条第一項の登録を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、水洗炭業者からその業務に関する報告を徴し、又はその職員に、その事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の場合において当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四章 賠償

(賠償の義務及び方法)

第十六条 水洗炭業者がその行つたの各号に掲げる作業により、他人に損害を与えたときは、当該水洗炭業者が、その損害を賠償する責任を負う。

一 ばたの採取

二 廃水の放流又は土砂の流出

三 排出される土砂のたい積

2 前項の場合において、損害が二以上の水洗炭業者の作業によつて生じたときは、各水洗炭業者は、連帯して損害を賠償する義務を負う。損害が二以上の水洗炭業者の作業のいづれによつて生じたかを知らることができないときも、同様とする。

3 前項に規定する連帯債務者相互

の間においては、その各自の負担部分は、等しいものと推定する。

(賠償)

第十七条 水洗炭業の施設に係る損害は、公正かつ、適切に賠償されなければならない。

2 前項の損害の賠償は、金銭をもつてする。ただし、賠償金額に比して著しく多額の費用を要しないで原状の回復をすることができるときは、被害者は、原状の回復を請求することができる。

3 賠償義務者の申立があつた場合において、裁判所が適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭をもつてする賠償に代えて原状の回復を命ずることが出来る。

(紛争のあつせん)

第十八条 水洗炭業の施設に係る損害の賠償に關して紛争が生じた場合において、当事者の双方又は一方から申請があつたときは、当該都道府県知事は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるようあつせんしなければならない。

(賠償についてのしんしやく)

第十九条 第十六条第一項に規定する損害の発生に關して被害者の責に帰すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範囲を定めるのについて、これをしんしやくすることが出来る。天災その他の不可抗力が競合したときも、同様とする。

(消滅時効)

第二十条 第十六条第一項に規定する損害の賠償請求権は、被害者が

損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。損害の発生時から二十年を経過したときも、同様とする。

(保証金の供託)

第二十一条 水洗炭業者は、その施設に係る損害の賠償を担保するため、事業を行う場所一箇所ごとに五十万円をこえない範囲内において都道府県知事が定める額の保証金を、第五条第二項の規定による登録の通知を受けた日から省令で定める期間内に供託しなければならない。

2 前項の規定は、水洗炭業者が第四条第一項第二号に掲げる事業を行う場所を追加するため第九条第三項の規定による届出をした場合に準用する。

3 水洗炭業者は、第二十三条から第二十七条までの規定により権利の実行が行われたため第一項又は前項の規定により供託された保証金が第一項(前項において準用する場合を含む)の省令で定める額に不足することとなつたときは、当該不足額を省令で定める期間内に供託しなければならない。

(被害者の優先弁済権)

第二十二条 水洗炭業の施設に係る被害者は、当該損害賠償請求權に關し、前条の規定により供託された保証金につき、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

(権利の実行の申立)

第二十三条 前条に規定する権利を有する者は、水洗炭業の施設に係る損害を賠償する責任を負う者

(以下「賠償義務者」という。)が事業の廃止若しくは休止その他の理由により賠償の義務を履行することが著しく困難であると認められるとき、又はそのゆゑが知られないときは、都道府県知事に對し、省令で定める手続に従ひ権利の実行の申立をすることが出来る。

2 都道府県知事は、前項の申立があつたときは、遅滞なく申立の理由の有無を審査しなければならない。

(債権申出の公示)

第二十四条 都道府県知事は、前条第二項の規定による審査の結果申立を理由があると認めるときは、当該保証金につき第二十三条に規定する権利を有する者は六十日を下らないその定める期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除外されるべきことを公示し、かつ、その旨を申立人及び賠償義務者に通知しなければならない。

2 前項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立を取り下げた場合においても、手続の進行は、妨げられない。

(権利の調査)

第二十五条 都道府県知事は、前条第一項の期間が経過した後権利の

調査のため遅滞なく聴聞をしなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の聴聞をしようとするときは、申立人、前条第一項の期間内に権利の申出をした者及び賠償義務者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、権利の存否及びその権利によつて担保される損害賠償請求権の額について証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならぬ。

3 前項の権利の調査の手續に關し必要な事項は、省令で定める。

(配当手續)
第二十六條 都道府県知事は、前条の調査の結果に基いてすみやかに配当表を作成し、これを申立人、第二十四條第一項の期間内に権利の申出をした者及び賠償義務者に通知し、かつ、公示しなければならぬ。

2 配当は、前項の通知を發した日から五十日を経過した後、配当表に従い実施する。

3 前二項の配当手續に關し必要な事項は、省令で定める。

(通知の方法)
第二十七條 賠償義務者のゆくえが知れないときは、前三條の規定において賠償義務者に対する通知は、することを要しない。ただし、第二十五條第二項の場合においては、通知すべき事項を公示しなければならぬ。

(適用除外)
第二十八條 第十六條から前条までの規定は、水洗炭業に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に關しては適用しない。

の業務上の負傷、疾病及び死亡に關しては適用しない。

(保証金の取りもどし)
第二十九條 第十二條第一項の規定による登録のまつ消があつた場合において、当該水洗炭業者であつた者は、都道府県知事の承認を受けて、第二十一條の規定により供託した保証金を取りもどすことができる。水洗炭業者が、その事業を行う場所のうちの一部の場所を廃止した場合において、その廃止した場所に係る保証金についても、同様とする。

2 前項の保証金の取りもどしは、都道府県知事が当該保証金につき第二十二條の権利を有する者はその定める六月を下らない期間内に申し出るべき旨の公示をし、その期間内にその申出がなかつたときでなければ、これを行うことができない。ただし、当該登録のまつ消があつた時から三年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の公示その他保証金のとりもどしに關し必要な事項は、省令で定める。

第五章 雜則
第三十條 (市町村長との關係)
この法律の規定による都道府県知事に対する登録の申請(更新の登録の申請を含む。以下同じ。)、届出及び報告は、当該事業を行う場所を管轄する市町村長を経由してしなければならない。

2 前項の場合において、当該市町村長は、当該登録の申請、届出及び報告についての意見書を添えることができる。

3 都道府県知事は、第十三條第一項の規定による命令をしようとするとき、及び第二十三條第二項の規定による申立の理由を審査するときは、当該事業を行う場所を管轄する市町村長の意見を聞かなければならぬ。

4 都道府県知事は、第二十五條第二項の規定により権利の調査のため聴聞をしようとするときは、損害が生じている地を管轄する市町村長の意見を聞かなければならぬ。

(融資のあつせん等)
第三十一條 都道府県知事は、水洗炭業者がその施設による被害を防止するため、沈でん池その他の施設を設置し、又は改善しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該水洗炭業者に対し、資金の融通のあつせん等の措置を講ずることが出来る。

(異議の申立て等)
第三十二條 この法律の規定による都道府県知事の処分不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、都道府県知事に対し、省令で定める手續に従い異議の申立をすることが出来る。

2 前項の異議の申立があつた場合においては、都道府県知事は、申立を受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならぬ。

3 前項の規定による都道府県知事の決定に不服のある者は、通商産業大臣に訴願を提起することが出来る。

(異議の申立と処分の執行)
第三十三條 異議の申立は、処分の執行を停止しない。ただし、都道府県知事は、処分の執行により生ずることのある償ふことの出来ない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は職権で、その執行を停止することが出来る。

執行を停止しない。ただし、都道府県知事は、処分の執行により生ずることのある償ふことの出来ない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は職権で、その執行を停止することが出来る。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定による決定をしたときは、異議の申立をした者及び当該処分の相手方にその旨を通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

(水洗炭業審議会)
第三十四條 都道府県に、水洗炭業審議会(以下「審議会」という。)を置くことが出来る。

2 審議会は、水洗炭業に關する重要事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申し、及び都道府県知事に建議することが出来る。

3 前二項に規定するものを除くほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

第六章 罰則
第三十五條 次の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六條第一項の規定に違反して登録を受けないで水洗炭業を営んだ者
二 第六條第二項の規定に違反して登録を受けた事業を行う場所以外の場所で水洗炭業を営んだ者
三 虚偽又は不正の事実に基づいて

第五條第一項の規定による登録を受けた者

四 第十三條第二項又は第十四條の事業停止命令に違反した者
第三十六條 次の各号の一に該當する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者
二 第六條第三項の規定に違反してその名義を他人に利用させた水洗炭業者

三 第九條第二項の規定による書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者
第三十七條 次の各号の一に該當する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項の規定する書類を提出せず、又はその書類に虚偽の記載をした者
二 第十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者
第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第三十五條から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九條 第十條の規定による届

出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律施行の際、現に水洗炭業を営んでいる者は、第五条第一項の規定による登録を受けなくても、その施行の日から起算して六十日間を限り、水洗炭業者とみなす。その者がその期間内に第四条第一項の規定により登録を申請した場合においては、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

理由

水洗炭業による被害を防止し、その事業の健全な運営を確保するためには、水洗炭業者を登録し、その作業方法を規制する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○答弁委員 ただいま議題となりました水洗炭業に関する法律案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

炭鉱地帯ななく九州北部の炭田地帯におきましては、いわゆるボタを水洗選別して石炭を収集する水洗炭業者の数は相当数に上つておるものでありまして、これを福岡県の例について申し上げれば、昭和三十三年五月末現在におきましては、業者数五百五十三、

水洗箇所五百六十一、該当市町村三十九、従業員数六千八百六十八人、推定月産トン数七万八千六百六十四トンに達しております。この意味におきましては、水洗炭業は、低品位炭の供給と失業者の吸収という面において、貢献するところも少なくないのでありますが、他面、その施設により、河川道路等の公共施設を損壊し、あるいは洗炭汚水により田畑等に損害を与える等、社会公共の福祉を著しく阻害している実状であります。

これらの水洗炭業者の施設により、発生する被害の態様は、掘採のための陥没等によるものを除きましては、中小炭鉱の鉱害と類似し、場所的にもこれらと競合することが多いのであります。しかるに、炭鉱の鉱害にあつては、被害発生防止につきまして鉱業法、鉱山保安法等により国家の監督について、法的な根拠が与えられ、被害者保護のためには、炭鉱の無過失責任等も認められておるにもかかわらず、水洗炭業者につきましては、何らの法的な措置も講ぜられておりません。現在市町村といたしましては、条例の制定等により取締りを行なつており、また河川法適用河川等につきましては、河川法の運用等により、これを規制しておるものでありますが、炭鉱の被害とその取扱いが異なるため、これと比較して、被害発生防止並びに被害者の保護の点において完璧を期することが困難であり、種々不合理が生じている実情であります。

もとより水洗炭業は鉱業ではありませんので、これに鉱業法を適用することはできませんが、その施設によつて発生する被害の防止と被害者の保護のため、必要な限度においては、鉱業法と同様に国の法律による規制措置が必要であります。従ひまして、本法草案は、水洗炭業者に對しまして登録制度を採用し、かつ被害発生のおそれの多いものについては登録を拒否することを得ることとし、また施設中の者に對しましては、都道府県知事が改善命令をなす等によりまして、極力被害の発生を防止することができるよう規定いたしました。これにより水洗炭業の健全な運営が確保せられることを期待いたしますとともに、水洗炭業者に對しまして、鉱業法に準ずる無過失賠償責任と保証金の供託義務を課し、被害者の保護に万全を期することとしたのであります。

以下、本法草案の内容につきまして主要な点を御説明申し上げます。第一は、水洗炭業者の登録制度の採用についてであります。すなわち、この法律案におきましては、水洗炭業は、都道府県知事の登録を受けなければ、これを営むことができないこととしたしますとともに、登録の実施に際しましては、その施設により公共の福祉を害するおそれのあるもの等につきましては、都道府県知事がその登録を拒否し得る道を開き、これより、被害を発生せしめるおそれの多い業者はこれを登録しないことができることとしておるのであります。

第二は、事業改善命令に関する規定についてであります。登録せられた水洗炭業者につきましては、その施設が公共の福祉を阻害した場合は、被害のおそれの大きなものにつきましては、被害発生を未然に防ぐため、当該水洗炭業者に對し、都道府県知事が事業改善命令をなし得ることとしたしますとともに、これに違反した者に對しましては、その事業の停止を命令し、ないしは登録を取り消し得ることとしたし、被害発生防止に遺憾なきを期しております。

第三は、水洗炭業者の無過失賠償責任の規定と保証金の供託に関する規定についてであります。水洗炭業の施設により発生するやむを得ぬ損害につきましては、その態様が鉱害に類似しており、これと競合する場合が多い点にかんがみまして、水洗炭業者に對して鉱業法に準ずる無過失賠償責任を課することとし、なおその損害賠償債務の履行を担保するために五十万円以内において都道府県知事の定める保証金を供託せしめ、これについては被害者に優先弁済を受ける権利を与える等により、被害者の保護に万全を期しております。

第四は、融資のあっせん等に関する規定であります。水洗炭業者がその施設による被害を防止するために必要な施設を行おうとする場合におきましては、都道府県知事が必要と認めるときには、水洗炭業者に對し、融資のあっせん等の措置を講ずることができるとし、水洗炭業者がその施設に際し被害を防止する設備を十分に行い得るよう配慮しております。

第五は、水洗炭業審議会に関する規定であります。水洗炭業に関する重要事項を審議するために、都道府県知事の諮問機関として水洗炭業審議会を置くことができることとし、都道府県における本法の実施が円滑に運営せられるよう万全を期することとしたしました。

以上が、水洗炭業に関する法律案の提案理由並びにその概要であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

○小平委員長 この際暫時休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

〔参照〕

輸出保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第六七号）（参議院送付）に関する報告書

計量法の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）（参議院送付）に関する報告書

計量単位の一に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第一二七号）（参議院送付）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕